

議 事 日 程

第 12 回定例会
R 6.12.19 午後 3 時
粕江市役所 4 階特別会議室

1 付議案件

(1) 議案第 50 号

令和 7 年第 1 回定例会における議決事件に対する意見聴取について

(2) 議案第 51 号

粕江市立小中学校給食代替者補助金交付要綱の一部を改正する要綱

2 報告案件

－ 議会報告 －

な し

－ 行政報告 －

な し

－ 事務報告 －

な し

議案第 50 号

令和 7 年第 1 回定例会における議決事件に対する意見聴取について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 12 月 19 日

提出者 狛江市教育委員会
 教育長 柏原 聖子

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、令和 7 年第 1 回定例会における議決事件に対する意見の申し出を行う。

狛企政発第 000671 号
令和 6 年 12 月 9 日

狛江市教育委員会教育長
柏原 聖子 様

狛江市長
松原 俊雄
(公印省略)

令和 7 年第 1 回定例会における議決事件について (依頼)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 29 条の規定により、令和 7 年第 1 回定例会における下記の議会の議決を経るべき事件について意見を求めます。

記

- 狛江市奨学資金支給条例を廃止する条例
- 狛江市文化財保護条例
- 狛江市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 狛江市立公民館条例の一部を改正する条例
- 狛江市学校給食費の徴収に関する条例の一部を改正する条例

狛江市奨学資金支給条例を廃止する条例（案）

令和 年 月 日
条例第 号

狛江市奨学資金支給条例（昭和45年条例第37号）は、廃止する。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に奨学金の支給を受ける奨学生と決定した者に係る奨学金の支給については、第2条、第3条、第6条及び第7条の規定は、当該奨学生が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校及び高等専門学校の課程を終了するまでの間、なおその効力を有する。

狛江市文化財保護条例（案）

令和 年 月 日
条例第 号

狛江市文化財保護条例（昭和47年条例第18号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項及び第3項の規定に基づき、狛江市（以下「市」という。）の区域内に存する文化財について、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もって市民の地域への愛着を育むとともに、地域文化の継承及び発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- （1） 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- （2） 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- （3） 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- （4） 貝づか、集落跡、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょうその他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（市等の責務）

- 第3条 市は、文化財が地域の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、かつ、将来の地域文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存及び活用が適切に行われるよう努めなければならない。
- 2 狛江市教育委員会（以下「委員会」という。）は、文化財の把握及び調査研究、その保存及び活用に関する情報の提供、市民等の自主的な活動の支援、文化財の保護に関する意識の向上に努めなければならない。
 - 3 市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力するよう努めなければならない。
 - 4 文化財の所有者及び権限に基づく占有者がある場合はその占有者（以下「所有者等」という。）並びに文化財の保存に当たっている保持者及び保持団体（以下「保持者等」という。）は、文化財が地域にとってかけがえのない貴重

な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存・継承するとともに、できるだけこれを公開する等その活用に努めなければならない。

- 5 所有者等以外の者で、文化財の保存に影響のある行為をしようとする者は、法、東京都文化財保護条例（以下「都条例」という。）及び本条例に基づき、委員会が文化財の保存に関して行う指導又は助言を尊重しなければならない。
- 6 委員会は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

（指定）

第4条 委員会は、市の区域内に存する文化財（法の規定により指定若しくは登録又は都条例の規定により指定されているものを除く。）のうち、市にとって特に重要なものを、次に掲げる狛江市指定文化財（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。

- (1) 狛江市指定有形文化財（有形文化財のうち指定したもの）
- (2) 狛江市指定無形文化財（無形文化財のうち指定したもの）
- (3) 狛江市指定有形民俗文化財（民俗文化財のうち指定した有形のもの）
- (4) 狛江市指定無形民俗文化財（民俗文化財のうち指定した無形のもの）
- (5) 狛江市指定史跡（記念物のうち史跡として指定したもの）
- (6) 狛江市指定名勝（記念物のうち名勝として指定したもの）
- (7) 狛江市指定天然記念物（記念物のうち天然記念物として指定したもの）

2 委員会は、前項の規定による指定をするときには、あらかじめ次に掲げる者の同意を得なければならない。

- (1) 前項第1号、第3号及び第5号から第7号までの文化財（以下「市指定有形文化財等」という。）の指定をするときは、所有者等。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。
- (2) 前項第2号及び第4号の文化財（以下「市指定無形文化財等」という。）の指定をするときは、保持者等

（解除）

第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、市指定有形文化財等の指定を解除することができる。

- (1) 市指定有形文化財等が滅失したとき。
- (2) 市指定有形文化財等が著しくその価値を失ったとき。
- (3) 市指定有形文化財等が市の区域外に移ったとき。
- (4) 市指定有形文化財等が法の規定による指定若しくは登録又は都条例の規定による指定を受けたとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、委員会が特殊の事由があると認めるとき。

2 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、市指定無形文化財等の指定を解除することができる。

- (1) 市指定無形文化財等が著しくその価値を失ったとき。
- (2) 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなると認められる

とき又は保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなると認められるとき。

- (3) 保持者が死亡したとき又は保持団体が解散若しくは消滅したとき。
- (4) 保持者等が市の区域外に移ったとき。
- (5) 市指定無形文化財等が法の規定による指定若しくは登録又は都条例の規定による指定を受けたとき。
- (6) 前各号に規定するもののほか、委員会が特殊の事由があると認めるとき。
(告示、通知及び指定書の交付等)

第6条 委員会は、第4条第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示し、所有者等又は保持者等（以下「管理者」という。）に通知するとともに、管理者に指定書を交付しなければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、告示をもって足りるものとする。

- 2 委員会は、前条の規定による指定の解除をしたときは、その旨を告示し、管理者に通知しなければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、告示をもって足りるものとする。
- 3 管理者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに指定書を委員会に返付しなければならない。
- 4 第4条第1項の規定による指定及び前条の規定による指定の解除は、第1項及び第2項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

(保存地域の認定)

第7条 委員会は、市指定有形文化財等のうち、その保存のため必要があると認めるものについては、所有者等の同意を得て、地域を定めて一定の行為を制限し、又は禁止することができる。

(現状変更等の制限)

第8条 市指定有形文化財等に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。ただし、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、委員会規則で定める。
- 3 委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(経費の負担)

第9条 市指定有形文化財等の管理又は修理に要する経費は所有者等の負担とす

る。ただし、管理又は修理に多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えない場合その他特殊の事由があるときは、市は、その経費の一部に充てさせるため、所有者等に対し予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 市は、市指定無形文化財等の保持者等に対し、その保存に要する経費の一部に充てさせるため、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

3 第1項ただし書及び前項の規定により補助金を交付するときは、委員会は、その補助の条件として、管理、修理又は保存に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、指揮監督することができる。

(補助金の返還)

第10条 前条第1項ただし書及び第2項の補助金の交付を受ける市指定文化財の管理者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市は、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に管理者に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 管理、修理又は保存に関し法令に違反したとき。

(2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。

(3) 前条第3項の補助の条件に従わなかったとき。

(有償譲渡の場合の納付金)

第11条 第9条第1項ただし書の補助金の交付を受けた市指定有形文化財等を有償で他人に譲渡したときは、所有者等は、当該補助金から補助による管理又は修理が行われた以後管理又は修理のために自己の費やした金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。ただし、市指定有形文化財等を市に譲り渡したときその他特殊の事由があるときは、市は、納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

2 前項に規定する当該補助金とは、補助金の額をその市指定有形文化財等について委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、その耐用年数から管理等を行った日から有償譲渡の日までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てるものとする。）を乗じて得た金額に相当する金額をいう。

(登録)

第12条 委員会は、市の区域内に存する文化財（法、都条例若しくは第4条第1項の規定により指定されているもの又は法の規定により登録されているものを除く。）のうち、保存及び活用のための措置が特に必要と認めるものを、次に掲げる狛江市登録文化財（以下「市登録文化財」という。）として狛江市文化財登録台帳に登録することができる。

(1) 狛江市登録有形文化財（有形文化財のうち登録したもの）

(2) 狛江市登録無形文化財（無形文化財のうち登録したもの）

(3) 狛江市登録有形民俗文化財（民俗文化財のうち登録した有形のもの）

(4) 狛江市登録無形民俗文化財（民俗文化財のうち登録した無形のもの）

(5) 狛江市登録史跡（記念物のうち史跡として登録したもの）

(6) 狛江市登録名勝（記念物のうち名勝として登録したもの）

- (7) 狛江市登録天然記念物（記念物のうち天然記念物として登録したもの）
- 2 委員会は、前項の規定による登録をするときには、あらかじめ次に掲げる者の同意を得なければならない。
- (1) 前項第1号、第3号及び第5号から第7号までの文化財（以下「市登録有形文化財等」という。）の登録をするときは、所有者等。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。
- (2) 前項第2号及び第4号の文化財（以下「市登録無形文化財等」という。）の登録をするときは、保持者等
(抹消)

第13条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、市登録有形文化財等の登録を抹消することができる。

- (1) 市登録有形文化財等が滅失したとき。
- (2) 市登録有形文化財等が著しくその価値を失ったとき。
- (3) 市登録有形文化財等が市の区域外に移ったとき。
- (4) 市登録有形文化財等が法、都条例若しくは第4条第1項の規定による指定又は法の規定による登録を受けたとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、委員会が特殊の事由があると認めるとき。
- 2 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、市登録無形文化財等の登録を抹消することができる。
- (1) 市登録無形文化財等が著しくその価値を失ったとき。
- (2) 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき又は保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められるとき。
- (3) 保持者が死亡したとき又は保持団体が解散若しくは消滅したとき。
- (4) 保持者等が市の区域外に移ったとき。
- (5) 市登録無形文化財等が法、都条例若しくは第4条第1項の規定による指定又は法の規定による登録を受けたとき。
- (6) 前各号に規定するもののほか、委員会が特殊の事由があると認めるとき。
(告示、通知及び登録書の交付等)

第14条 委員会は、第12条第1項の規定による登録をしたときは、その旨を告示し、管理者に通知するとともに、管理者に登録書を交付しなければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、告示をもって足りるものとする。

- 2 委員会は、前条第1項及び第2項の規定による登録の抹消をしたときは、その旨を告示し、管理者に通知しなければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、告示をもって足りるものとする。
- 3 管理者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに登録書を委員会に返付しなければならない。
- 4 第12条第1項の規定による登録並びに前条第1項及び第2項の規定による登録の抹消は、第1項及び第2項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

(奨励金の交付)

第15条 市は、文化財の保護を奨励するため、市登録文化財の管理者に対して、必要に応じて予算の範囲内で奨励金を交付することができる。

(所有者等の管理義務及び管理責任者)

第16条 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者等は、この条例並びにこの条例に基づいて定める委員会規則及びこの条例に基づいてする委員会の指示に従い、当該市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等を管理しなければならない。

- 2 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者等は、特別の事由があるときは、専ら自己に代わり当該市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の管理の責に任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者等は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。この場合において、管理責任者を解任した場合も同様とする。
- 4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(届出事項)

第17条 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに委員会に届け出なければならない。

- (1) 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者等を変更したとき。
 - (2) 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。
 - (3) 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所在地を変更しようとするとき。ただし、委員会規則で定める事由による場合は、届出を要せず、又は所在地を変更した後届け出ることをもって足りる。
 - (4) 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者等又は管理責任者の住所、氏名若しくは名称を変更したとき。
 - (5) 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の保存の方法を変更したとき。
 - (6) 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等を修理又は復旧しようとするとき。
 - (7) 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の保存上、考慮すべき事態が予知されるとき。
 - (8) 市登録有形文化財等の現状を変更しようとするとき。
- 2 市指定無形文化財等又は市登録無形文化財等の保持者等又は相続人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに委員会に届け出なければならない。
- (1) 保持者が住所又は氏名等を変更したとき。
 - (2) 保持者が死亡したとき。
 - (3) 保持団体が名称等を変更したとき。
 - (4) 保持団体が解散したとき。

(所有者等変更に伴う権利義務の承継)

第18条 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者等が変更されたときは、新所有者等は、当該市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等に関しこの条例に基づいてする委員会の指示その他の処分に伴う旧所有者等の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者等は、当該市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の引渡しと同時にその指定書を新所有者等に引き渡さなければならない。
(報告)

第19条 委員会は、必要に応じて管理者に対し、市指定文化財及び市登録文化財の現状又は管理の状況につき報告を求めることができる。

(調査)

第20条 委員会は、文化財の保存及び活用に関し、必要があると認めるときは、管理者の同意を得て、当該文化財を調査することができる。

(保存の措置)

第21条 委員会は、市指定無形文化財等又は市登録無形文化財等のうち、保存のため必要があると認めるときは、自ら記録の作成若しくは保存のために必要な措置をとることができるものとする。

2 委員会は、市指定無形文化財等又は市登録無形文化財等の保存に当たることがを適当と認める者に対して、その記録の作成若しくは保存に当たらせることができるものとし、市は、その保存に要する経費の一部に充てさせるため予算の範囲内で補助金を交付することができる。

3 前項の規定により補助金を交付するときは、第9条から第11条までの規定を準用する。

(市指定文化財及び市登録文化財の公開)

第22条 委員会は、市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者等に対し、6月以内の期間を限って、委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の提供を求めることができる。

2 委員会は、市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者等に対し、3月以内の期間を限って、当該市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の公開を求めることができる。

3 委員会は、市指定無形文化財等又は市登録無形文化財等の保持者等に対し、当該市指定無形文化財等又は市登録無形文化財等の公開を求めることができる。

4 第1項の規定による提供のために要する経費は、市の負担とし、第2項及び前項の規定による公開のために要する経費は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

5 市は、第1項の規定により提供した所有者等又は第2項の規定により公開を行った所有者等若しくは第3項の規定により公開を行った保持者等に対し、予算の範囲内で謝礼金を支給することができる。

6 委員会は、第1項の規定により市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等が提供されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財等又は市登録

有形文化財等の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

7 委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。

8 第1項の規定により提供したことに起因して、市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等が滅失又は毀損したときは、市は、所有者等に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者等の責に帰すべき事由又は天災等による場合は、この限りでない。

(標識等の設置)

第23条 委員会は、市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等について、所有者等の同意を得て、標識又は説明板等を設置し、所有者等に管理させることができる。

(埋蔵文化財に関する責務)

第24条 委員会は、法第95条第1項の規定に基づき、市の区域内における埋蔵文化財包蔵地の把握及び周知に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地の損傷及び出土遺物等の散逸を防ぐために、埋蔵文化財包蔵地の所有者その他関係者に対して適切な指導又は助言を行うものとする。

2 委員会は、法第95条第1項の規定に基づき、埋蔵文化財包蔵地の把握に必要な措置を行うとともに、市民及び関係者に協力を求めるものとする。

3 法第93条若しくは法第96条の届出者又は法第94条若しくは法第97条の通知者は、埋蔵文化財包蔵地の保護のために委員会が行う指導又は助言を尊重するとともに、委員会が行う必要な措置に協力するよう努めなければならない。

4 法第92条の届出者は、法の趣旨に基づき埋蔵文化財の適切な記録保存に努めるものとし、委員会は適切な指導又は助言を行うものとする。

5 委員会は、文化財認定を受け、都条例第43条の規定に基づき市の帰属となった文化財について、適切な保管と活用に努めるものとする。

(文化財保護審議会の設置)

第25条 法第190条第1項の規定に基づき、委員会に、狛江市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第26条 審議会は、市の区域内に存する文化財の保存について、委員会の諮問に応えるとともに、文化財の保存及び活用に関する重要事項を審議し、委員会に建議する。

(審議会への諮問)

第27条 委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

(1) 市指定有形文化財等の指定及びその指定の解除。ただし、第5条第1項第4号による解除の場合を除く。

(2) 市指定無形文化財等の指定及びその指定の解除。ただし、第5条第2項第3号及び第5号による解除の場合を除く。

(3) 第1号及び前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項
(審議会の承認)

第28条 委員会は、次に掲げる事項については、審議会の承認を得なければならない。

(1) 市登録有形文化財等の登録及びその登録の抹消。ただし、第13条第1項第4号による抹消の場合を除く。

(2) 市登録無形文化財等の登録及びその登録の抹消。ただし、第13条第2項第3号及び第5号による抹消の場合を除く。

(3) 第1号及び前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項
(組織)

第29条 審議会は、委員10名以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員の選任)

第30条 委員及び臨時委員は、学識経験者及び文化財に相当の見識を持つ者のうちから委員会が委嘱する。

(委任)

第31条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の狛江市文化財保護条例(以下「旧条例」という。)第7条の規定により次の表の左欄に掲げる市文化財として指定されているものは、この条例による改正後の狛江市文化財保護条例(以下「新条例」という。)第4条第1項の規定によりそれぞれ同表の右欄に掲げる市指定文化財として指定されたものとみなす。

市重宝	市指定有形文化財
市技芸のうち工芸技術に係るもの	市指定無形文化財
市技芸のうち郷土芸能に係るもの	市指定無形民俗文化財
市郷土資料	市指定有形民俗文化財
市史跡	市指定史跡
市天然記念物	市指定天然記念物

3 この条例の施行の際、現に旧条例第9条第1項の規定により交付されている指定書は、新条例第6条第1項の規定により交付された指定書とみなす。

- 4 この条例の施行の際、現に旧条例第11条の規定により設置されている標識等は、新条例第23条の規定により設置された標識等とみなす。
- 5 この条例の施行の際、現に旧条例第13条の規定により選任され、委員会に届出のなされている管理責任者は、新条例第16条第2項の規定により選任され、委員会に届出のあった管理責任者とみなす。
- 6 この条例の施行の際、現に旧条例第15条の規定によりなされた許可は、当該許可に係る現状の変更が完了するまでなお効力を有する。
- 7 この条例の施行前に、旧条例第16条の規定により、管理、修理又は復旧に関し、補助金の交付を受けている市文化財の補助金の返還及び有償譲渡の場合の納付金の納付については、なお従前の例による。

狛江市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
 条例第 号

狛江市民センターの設置及び管理に関する条例（昭和52年条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>こまえみらいテラス</u>の設置及び管理に関する条例</p> <p>（目的） 第1条 この条例は、<u>市民の自主的学習や文化活動、市民協働</u>を育み、連帯感に支えられた豊かな<u>まち</u>づくりに資するため、<u>こまえみらいテラス</u>の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称及び位置） 第2条 <u>こまえみらいテラス</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 名 称 <u>こまえみらいテラス</u> 位 置 狛江市和泉本町一丁目1番5号</p> <p>（施設の構成） 第3条 <u>こまえみらいテラス</u>は、次の各号に掲げる施設及び機能をもって構成し、狛江市教育委員会が管理する。 (1) (略) (2) 狛江市立中央図書館<u>図書コーナー</u> (3) <u>狛江市市民活動支援センター</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>狛江市民センター</u>の設置及び管理に関する条例</p> <p>（目的） 第1条 この条例は、<u>狛江市民の自主的学習、文化活動</u>を育み、連帯感に支えられた豊かな<u>町</u>づくりに資するため、<u>狛江市民センター</u>（以下「<u>市民センター</u>」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称及び位置） 第2条 <u>市民センター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 名 称 <u>狛江市民センター</u> 位 置 狛江市和泉本町一丁目1番5号</p> <p>（施設の構成） 第3条 <u>市民センター</u>は、次の各号に掲げる施設をもって構成し、狛江市教育委員会が管理する。 (1) (略) (2) 狛江市立中央図書館</p>

改正後	改正前
<p>(管理運営の原則)</p> <p>第5条 <u>こまえみらいテラス</u>を構成する施設は、それぞれの施設の機能が相乗的に発揮されるように管理運営されなければならない。</p>	<p>(管理運営の原則)</p> <p>第5条 <u>市民センター</u>を構成する施設は、それぞれの施設の機能が相乗的に発揮されるように管理運営されなければならない。</p>

付 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。

狛江市立公民館条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
 条例第 号

狛江市立公民館条例（平成5年条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第2（第7条関係） 狛江市立公民館施設使用料				別表第2（第7条関係） 狛江市立公民館施設使用料			
施設名	室名	使用区分	使用料（1区分） （単位：円）	施設名	室名	使用区分	使用料（1区分） （単位：円）
狛江市立西河原公民館	暗室	-	100(50)	狛江市立西河原公民館	暗室	-	100(50)
	リハーサル室	-	200(100)		リハーサル室	-	200(100)
	茶室	-	200(100)		茶室	-	200(100)
	学習室Ⅰ	-	500(250)		学習室Ⅰ	-	500(250)
	学習室Ⅱ	-	300(150)		学習室Ⅱ	-	300(150)
	学習室Ⅲ	-	300(150)		学習室Ⅲ	-	300(150)
	料理実習室	料理実習使用			600(300)	料理実習室	料理実習使用
料理実習以外使用			300(150)	料理実習以外使用	300(150)		

改正後				改正前			
	和室	-	400(200)		和室	-	400(200)
	視聴覚室	-	400(200)		視聴覚室	-	400(200)
	生活工芸室	-	500(250)		生活工芸室	-	500(250)
	多目的ホール	-	1,300(650)		多目的ホール	-	1,300(650)
狛江市立中央公民館	講座室		700(350)	狛江市立中央公民館	第一会議室		300(150)
	和室		400(200)		第二会議室		300(150)
	多目的室1		500(250)		第三会議室		200(100)
	多目的室2		100(50)		第四会議室		600(300)
	多目的室3		100(50)		和室		300(150)
	多目的室4		200(100)		料理実習室	料理実習使用	800(400)
	多目的室5		200(100)			料理実習以外使用	400(200)
	多目的室6 (ティーンズルーム1)		300(150)		美術工芸室	美術工芸室のみ使用	400(200)
						陶芸窯を同時使用	200(100)
	多目的室7 (ティーンズ)		300(150)		視聴覚室		600(300)
			講座室		600(300)		

改正後				改正前			
	グループ 2)				ホール		1,000(500)
	ホール		1,200(600)				
	パフォーマンス スタジオ1		600(300)				
	パフォーマンス スタジオ2		400(200)				
	サウンドス タジオ		300(150)				
	キッチンス タジオ	料理実習室使用	800(400)				
		料理実習以外使用	400(200)				
	クラフトス タジオ		300(150)				
別表第3 (第7条関係) 狛江市立公民館施設使用料 (目的外)				別表第3 (第7条関係) 狛江市立公民館施設使用料 (目的外)			
施設	室名	使用区分	使用料 (1区分)	施設	室名	使用区分	使用料 (1区分)

改正後				改正前				
名			(単位：円)	名			(単位：円)	
狛江市立西河原公民館	暗室	-	1,000	暗室	-		1,000	
	リハーサル室	-	2,000	リハーサル室	-		2,000	
	茶室	-	2,000	茶室	-		2,000	
	学習室Ⅰ	-	5,000	学習室Ⅰ	-		5,000	
	学習室Ⅱ	-	3,000	学習室Ⅱ	-		3,000	
	学習室Ⅲ	-	3,000	学習室Ⅲ	-		3,000	
	料理実習室	料理実習使用		6,000	料理実習室	料理実習使用		6,000
		料理実習以外使用		3,000		料理実習以外使用		3,000
	和室	-	4,000	和室	-		4,000	
	視聴覚室	-	4,000	視聴覚室	-		4,000	
	生活工芸室	-	5,000	生活工芸室	-		5,000	
	多目的ホール	ホール全部使用		13,000	多目的ホール	ホール全部使用		13,000
舞台又は客席の			6,500	舞台又は客席の			6,500	

改正後				改正前			
		み使用			み使用		
	展示ギャラリー	-	展示期間は2週間を限度とし、1日につき、10,500円とする。		展示ギャラリー	-	展示期間は2週間を限度とし、1日につき、10,500円とする。
狛江市立中央公民館	講座室		7,000	江立中央公民館	第一会議室	-	3,000
	和室		4,000		第二会議室	-	3,000
	多目的室1		5,000		第三会議室	-	2,000
	多目的室2		1,000		第四会議室	-	6,000
	多目的室3		1,000		和室	-	3,000
	多目的室4		2,000		料理実習室	料理実習使用	8,000
	多目的室5		2,000			料理実習以外使用	4,000
	多目的室6 (ティーンズルーム1)		3,000		美術工芸室	美術工芸室のみ使用	4,000

改正後				改正前			
	多目的室 7 (ティーンズルーム2)		3,000			陶芸窯を同時に 使用	2,000
	ホール		12,000		視聴覚室	-	6,000
	パフォーマンススタジオ1		6,000		講座室	-	6,000
	パフォーマンススタジオ2		4,000		ホール	-	10,000
	サウンドスタジオ		3,000				
	キッチン スタジオ	料理実習室使用	8,000				
		料理実習以外使用	4,000				
	クラフトスタジオ		3,000				

付 則

- 1 この条例は、令和7年11月1日から施行する。

2 この条例による改正後の狛江市立公民館条例の施行に際し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

狛江市学校給食費の徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条例第 号

狛江市学校給食費の徴収に関する条例（令和元年条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>付 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 第5条の規定にかかわらず、市長は、<u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に実施する学校給食を受ける児童等に係る学校給食費を徴収しないものとする。</u></p>	<p>付 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 第5条の規定にかかわらず、市長は、<u>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施する学校給食を受ける児童等に係る学校給食費を徴収しないものとする。</u></p>

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 51 号

狛江市立小中学校給食代替者補助金交付要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 12 月 19 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市立小中学校給食代替者補助金の補助単価について、物価高騰の影響による食材価格の上昇に対応するため、所要の改正を行う。

狛江市立小中学校給食代替者補助金交付要綱の一部を改正する要綱

令和 年 月 日
教育委員会要綱第 号

狛江市立小中学校給食代替者補助金交付要綱（令和6年教育委員会要綱第14号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第7条関係）		別表（第7条関係）	
区分	1日当たりの補助単価	区分	1日当たりの補助単価
小学校1年生及び2年生	268円（令和7年1月1日 から3月31日までは 281円）	小学校1年生及び2年生	268円
小学校3年生及び4年生	281円（令和7年1月1日 から3月31日までは 294円）	小学校3年生及び4年生	281円
小学校5年生及び6年生	294円（令和7年1月1日 から3月31日までは 307円）	小学校5年生及び6年生	294円
中学生	322円（令和7年1月1日 から3月31日までは 347円）	中学生	322円

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。